

2 . 河川整備計画の目標に関する事項

2.1 計画対象区間及び計画対象期間

- 河川整備計画対象区間は、広島県知事管理区間とします。
- 河川整備計画対象期間は、概ね 30 年とします。

2.2 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減に関しては、河川改修及び仁賀ダムの建設により、既往最大規模となった昭和 42 年 7 月洪水相当の降雨により発生すると想定される洪水から家屋連担地区を防御します。

また、河口部沿岸地域の高潮被害を防止することとします。

さらに、想定される規模を超える洪水が発生した際の被害を最小限に抑えるため、関係機関や沿川住民と連携し、情報伝達方法、警戒避難体制等の整備を図ります。

2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、動植物の生息・生育環境、景観、流水の清潔の保持等の水環境を良好に維持するとともに、既得の水利使用の安定取水が可能となるよう、洪水調節施設を活用し必要な流量の確保を図るものとします。

また、渇水時には関連情報を収集し、状況把握や河川流量等に関する情報提供を行うなど円滑な渇水調整に努めます。

2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、上流部の湯坂温泉郷や下流部の高水敷公園及びその周辺の良い河川空間の保全に努めます。また、河川改修を行う際は、上流部のゲンジボタルや中流部のオイカワ、カワムツ、下流部のメダカ、ハゼ類など、地域毎の動植物の生息・生育環境の特性を踏まえ、河床部の濘筋や瀬、淵等の復元を図るなど、河道及び周辺自然環境に配慮した整備に努めます。

なお、洪水調節施設の建設等、現況の河道状況を大きく改変する際には、特に事前の環境調査を十分に行い、貴重な動植物等の生息・生育環境や水質等を保全するため、必要な対策を講じるとともに、施設完成後も調査を継続的に実施することとします。